



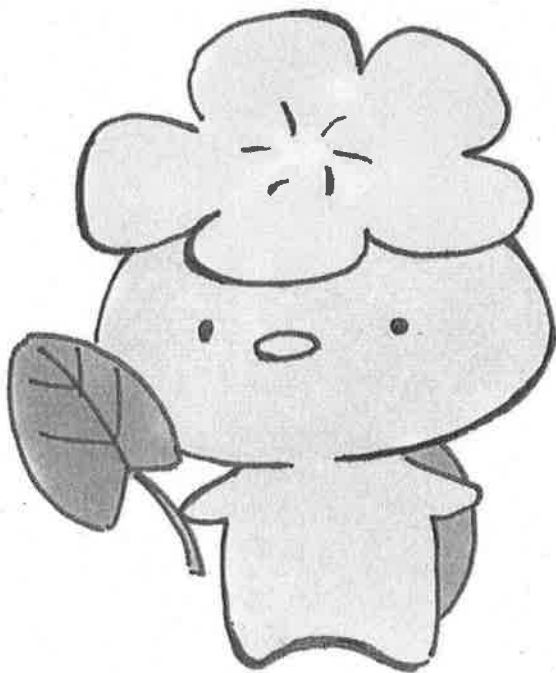
保護者各位

6月中旬に「就学支援金」の書類を配布する予定です。

つきましては、裏面をお読みいただき、必要書類を早めに用意できるように、準備のほどをお願いいたします。

また、世帯状況が①、②に該当する場合は、「給付金」の申請書を別途配布します。

6/18(月)～6/29(金)までに事務室へお越しください。



志木高校事務室
電話048-473-8111

必要書類一覧(世帯状況別)

①生活保護(生業扶助)受給世帯

- ・生活保護受給証明書(平成30年7月1日以降に福祉事務所長が発行したもの)

②保護者全員分の市町村民税(所得割額)と県民税(所得割額)の合計が0円(非課税)世帯

- ・下記(ア)～(ウ)のいずれか一つ(保護者全員分、コピー可)

(ア)平成30年度課税証明書(市県民税所得証明書、住民税決定証明書など)

(イ)平成30年度特別徴収税額決定(変更)通知書

(ウ)平成30年度納税通知書

- ・健康保険証のコピー(生徒本人及び15歳以上23歳未満の子の分)

※中学生及び扶養されていない子は除く。

③保護者全員分の市町村民税(所得割額)と県民税(所得割額)の合計が507,000円未満世帯

- ・下記(ア)～(ウ)のいずれか一つ(配偶者控除を受けている場合その配偶者分は不要、コピー可)

(ア)平成30年度課税証明書(市県民税所得証明書、住民税決定証明書など)

(イ)平成30年度特別徴収税額決定(変更)通知書

(ウ)平成30年度納税通知書

④保護者全員分の市町村民税(所得割額)と県民税(所得割額)の合計が507,000円以上世帯

- ・必要書類なし

※ただし、判断に迷う場合は、③と同じ書類を添付してください。

【参考】

世帯状況別チェック表(○は該当、×は非該当)		
世帯状況	支援金(国が授業料を負担)	給付金(県などが教育費の一部を支給)
①	○	○
②	○	○
③	○	×
④	×	×

※世帯状況が①～④以外の場合は、事務室にご連絡ください。